

# 類比判断（審決取消）

津田幸宏・中小路大・園部正人

## 0. 類比判断（審決取消）・・・対象判決例

- (1) H25.1.21知財高裁 Deep Sea Driver
- (2) H25.4.24知財高裁 NINA L'ELIXIR
- (3) H25.12.18知財高裁 RAFFINE
- (4) H26.2.5知財高裁 eiji
- (5) H26.6.11知財高裁 ライフストア
- (6) H26.6.11知財高裁 粹
- (7) H27.2.12知財高裁 発酵玄米菜食ギャバ
- (8) H27.6.9知財高裁 SENTCOMEX
- (9) H27.6.11知財高裁 RUNE

## 0. 類比判断・判例の基準

- 商標法4条1項1.1号に係る商標の類比は、同一または類似の商品または役務に使用された商標が、その外観、観念、称呼等によって取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して、その商品または役務に係る取引の実情を踏まえつつ全体的に考察すべきものであり（最高裁昭和43年2月27日第3小法廷判決・民集22巻2号399頁）、
- 複数の構成部分を組み合わせた結合商標と解されるものについて、商標の構成部分の一部を抽出し、この部分だけを他人の商標と比較して商標そのものの類比を判断することは、その部分が取引者、需要者に対し商品または役務の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものと認められる場合や、それ以外の部分から出所識別標識としての称呼、観念が生じないと認められる場合などを除き、許されないとすべきである（最高裁昭和38年12月5日第1小法廷判決・民集17巻12号1621頁、最高裁平成5年9月19日第2小法廷判決・民集47巻7号5009頁、最高裁平成20年9月8日第2小法廷判決・裁判集民事228号561頁）

## 4. eiji (知財高裁平成26年2月5日)

	本件商標	引用商標1	引用商標2	引用商標3	引用商標4
登録番号	登録第508 1512号	登録第258 225号	登録第496 695号	登録第152 3963号	登録第496 702号
構成					明治
指定商品	30類：学校給食用の菓子及びパン	43類：菓子及麵ほうの類-30類：菓子（甘栗、甘酒、氷砂糖・みつまめ・ゆであずきを除く）、粉末あめ、水あめ（調味料）、もち、パン	43類：菓子及麵ほうの類-30類：菓子（甘栗、甘酒、氷砂糖・みつまめ・ゆであずきを除く）、粉末あめ、水あめ（調味料）、もち、パン	30類：菓子、パン-30類：菓子、パン	43類：菓子及麵ほうの類-30類：菓子（甘栗、甘酒、氷砂糖・みつまめ・ゆであずきを除く）、粉末あめ、水あめ（調味料）、もち、パン
出願日	H18.5.25	S8.9.14	S30.6.24	S47.10.4	S31.5.10
登録日	H19.10.5	S9.10.16	S32.2.20	S57.6.29	S32.2.20

#### 4. eiji (知財高裁平成26年2月5日)・・事案の概要

- 原告：株式会社明治（明治乳業と明治製菓がH23に合併）
- 被告：明治パン株式会社の代表取締役
- 原告はH20.5.28本件商標につき無効審判請求（無効2008-890043号）、特許庁はH21.1.7不成立審決（確定）
- 原告はH22.11.12不使用審判請求（法50条1項）、特許庁はH24.3.1不成立審判、原告は審決取消訴訟を提起したが、H24.9.25原告の請求を棄却する判決。
- 原告はH24.10.4本件商標につき無効審判請求、特許庁はH25.3.28不成立審決、原告が本訴提起。
- 原告の請求棄却。

#### 4. eiji (知財高裁平成26年2月5日)・・外観・称呼・観念

##### 本件商標

- 外観 
- 称呼 最初の図形は、特定の文字や記号、特定の意味を持つ符号と結びつけることは困難。エイジ
- 観念 生じない
- 明治パンの商標として「メイジ」と呼ばれていても、客観的な称呼とはならない

##### 引用商標

- 外観  明治
- 称呼 メイジ
- 観念 明治（元号）



#### 4. eiji (知財高裁平成26年2月5日)・・・その他の論点

- 4条1項15号については非類似であり、出所の混同はないとして排斥
- 一事不再理（H23改正前の法56条1項、改正前の特許法167条）については、同一の事実及び同一の証拠に基づく再度の審判請求を禁じているとし、本件では、無効原因となる事実は実質的に同一であるが、新たな事実関係を証明する価値を有する証拠が提出されているとして、一事不再理の原則に必ずしも反するものではないとした（この点に関し、判時2256号129頁・判評677号15頁（鈴木將文））。
  - 改正前特許法167条：何人も、特許無効審判又は延長登録無効審判の確定審決の登録があったときは、同一の事実及び同一の証拠に基づいてその審判を請求することができない。
  - 新167条：特許無効審判又は延長登録無効審判の審決が確定したときは、当事者及び参加人は、同一の事実及び同一の証拠に基づいてその審判を請求することができない。

#### 5. ライフストア (知財高裁平成26年6月14日)

	本願商標	引用商標 1	引用商標 2
番号	商願2012-20934	登録1694056	登録1749796
商標の構成			
指定商品	25類「ガーター、靴下止め、ズボンつり、ベルト、水上スポーツ用特殊衣服、ウィンドサーフィン用シューズ」	14類「カフスポタン等」、25類「ガーター、靴下止め、ズボンつり、バンド、ベルト」26類「腕止め、頭飾品、ボタン類」	9類「ウェイトベルト、ウェットスーツ等」、22類「ザイル、登山用又はキャンプ用のテント」25類「運動用特殊衣服、運動用特殊靴（乗馬靴を除く）、乗馬靴、28類「運動用具」
出願日	H24.3.19	S57.3.29	S57.3.29
設定登録日		S59.6.21	S60.2.27

## 6. 粹 (知財高裁平成26年6月11日)

### 本件商標

- 登録番号 登録第5491888号商標
- 商標の構成 粹 (標準文字)
- 指定商品 第33類「日本酒、洋酒、果実酒、中国酒、薬味酒」
- 出願日 平成22年12月16日
- 設定査定日 平成24年3月15日
- 設定登録日 平成24年5月11日
- 商標権者 被告

### 引用商標

- 登録番号 登録第1652530号商標
- 商標の構成 **宝 焼 酎**  
**粹**
- 指定商品 第28類「焼酎」→第33類「焼酎」
- 出願日 昭和52年3月31日
- 設定登録日 昭和59年1月26日
- 更新登録日 平成15年10月7日
- 商標権者 原告

## 6. 粹 (知財高裁平成26年6月11日) ..事案の概要

- 原告:宝ホールディングス (株)
- 被告:朝日酒造 (株)
- H25.4.5、原告は本件商標についての商標登録を無効にすることを求めて商標登録無効審判を請求した。無効理由: 3条1項3号、4条1項11号
- H25.12.17、特許庁は本件審決は成り立たないとの審決をした。
- H26.1.24、原告は本件審決の取り消しを求める本件訴訟を提起した。取消事由: 4条1項11号該当性判断の誤り
- 原告の請求を棄却した。

## 6. 粹 (知財高裁平成26年6月11日) ・・外観・称呼・観念

### 本件商標

- ・ 外観 粹 (標準文字)
- ・ 称呼 イキ スイ
- ・ 観念 粹

### 引用商標

- ・ 外観 **宝 焼 酎**  
**粹**
- ・ 称呼 タカラショウチュウスイ、タカラショウチュウイキ、タカラショウチュウ
- ・ 観念 宝焼酎粹、宝焼酎
- ・ 「粹」の部分から特定の観念を生じず、この部分だけが独立して看者の注意をひかない。

## 6. 粹 (知財高裁平成26年6月11日) ・・取引の実情

- ・ 一般に、焼酎を含めた酒類の商品には、漢字一文字の商品名は銘柄を有するものが多数存在し、また、焼酎を含めた酒類を取り扱う業界においては、商品取引において、商品名や銘柄を出所の識別標識として重視するものといえる。
- ・ しかしながら、原告が、引用商標を使用した焼酎の商品や「粹」との商品名で識別される焼酎の商品を実際に販売していたことを認めるに足りる証拠はない。
- ・ 原告の関連会社である宝酒造株式会社は、「宝焼酎」と冠した焼酎の商品については、取引者、需用者に対し、「宝焼酎「純」」、「極上(宝焼酎)」、「宝焼酎」、「特撰宝焼酎「マイルド」」と表示紹介していたのであり、これらの商品を、その商品名の一部である「純」、「圃」、あるいは、「マイルド」などと表示紹介していたことを認めるに足りる証拠はない。
- ・ したがって、原告又はその関連会社である宝酒造株式会社の取り扱う商品取引において、「宝焼酎」と冠した焼酎の商品に関し、「宝焼酎」以外の部分のみをその出所の識別標識として使用していたとの事情は認められない。

## 6. 粹 (知財高裁平成26年6月11日) ・取引の実情

- 引用商標の構成中の「宝焼酎」の部分が、上記のとおり、焼酎を取り扱う業界において周知性を有し、取引者、需用者に対し、商品の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものであるから、それとの対比において、「粹」の部分は、自他商品の識別標識としての機能は弱いものといえる。そして、酒類については、漢字一字の商品が多数存在することが認められるが、「宝焼酎」を冠した焼酎の商品については、「宝焼酎」を冠して表示しており、「宝焼酎」以外の部分のみをその出所の識別標識として使用していたとの事情は認められないことからすると、引用商標の構成中の「粹」の部分のみでは、出所の識別標識としての称呼、観念を生じることはないというべきである。

## 9. RUNE (知財高裁平成27年6月11日)

### 本件商標

- 登録番号 登録第5426917号商標
- 商標の構成 RUNE(標準文字)
- 指定商品 24類「タオル、ハンカチ、その他の布製身の回り品」、25類「被服、ガーター、靴下止め、ズボンつり、バンド、ベルト、履物、仮装用衣服、運動用特殊靴」、28類「おもちゃ、人形等」
- 出願日 平成24年11月12日
- 登録日 平成25年5月17日
- 商標権者 被告

### 引用商標

- 登録番号 登録第4443540号商標
- 商標の構成 René
- 指定商品 24類「布製身の回り品」、25類「被服、靴類（靴合わせくぎ、靴軸木、靴の引き手、靴びょう、靴保護金具を除く）、げた（げた金具を除く）、草履類」
- 出願日 平成11年5月10日
- 登録日 平成13年1月5日
- 更新登録日 平成22年11月24日
- 商標権者 原告